

幹部隊舎に希望入居する者の取扱いに関する通達

昭和 35 年 11 月 25 日  
陸幕発 1 第 420 号

|    |                             |                            |
|----|-----------------------------|----------------------------|
| 改正 | 昭和 47 年 4 月 6 日陸幕 1 第 189 号 | 昭和 56 年 2 月 3 日陸幕人計第 29 号  |
|    | 昭和 60 年 2 月 19 日陸幕人計第 47 号  | 平成元年 3 月 31 日陸幕人計第 88 号    |
|    | 平成 9 年 3 月 27 日陸幕人計第 89 号   | 平成 11 年 3 月 17 日陸幕人計第 73 号 |
|    | 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号   | 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号   |
|    | 平成 26 年 4 月 25 日陸幕人計第 266 号 | 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 |
|    | 令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号   |                            |

陸上総隊司令官  
各方面総監  
各部隊長  
各機関の長  
殿

陸上幕僚長の命により  
陸上幕僚副長

(例規 25)

幹部隊舎に希望入居する者の取扱いに関する通達

標記の件、別添（昭和 35 年 11 月 10 日長発経施第 1494 号、幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて）のとおり定められたので、これによるほか下記により取り扱われたく命により通達する。

記

1 入居者の区分

(1) 営舎内居住を命ぜられる場合

自衛隊法施行規則第 55 条の規定に基づき営舎内居住を命ぜられる者とし、営舎内居住命令の発令は、自衛官の居住場所に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する部隊等の長の指定（昭和 35 年 5 月 10 日人発 1 第 66 号）に定める部隊等の長が行う。

(2) 希望により入居を許可される者

前号に該当しない者で、次項に定める手続きにより入居を許可された者とする。

2 入居の許可手続等

(1) 幹部隊舎に入居を希望する者は、駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては駐屯地業務を行う部隊等の長。以下同じ。）に幹部隊舎入居許可申請書（別紙様式第 1）を提出して、入居の許可を申

請するものとする。

(2) 駐屯地業務隊長は、入居を許可した場合は、幹部隊舎入居調書（別紙様式第2）を整備するものとする。

3 その他

幹部隊舎の使用料に係る債権管理及び徴収等の事務処理要領については、別途通達する。

幹部隊舎入居許可申請書

(様式)

殿

所属 階級 氏名

下記により幹部隊舎入居の許可を申請します。

記

- 1 入居しようとする期間
  - 2 許可申請の事由
- 直属上司の意見

職名 階級 氏名

(様式)

幹部隊舎入居調査

- 1 入庫者の官職氏名
- 2 入居させた事由
- 3 入居年月日及び退去年月日
- 4 入居許可建物の坪数
- 5 使用料及びその明細

|       |   |
|-------|---|
| 建物使用料 | 円 |
| 寝具損耗料 | 円 |
| 高熱水料  | 円 |
| その他   | 円 |
- 6 その他

別添

長発経施第 1494 号  
昭和 35 年 11 月 10 日

陸上幕僚長 殿

長 官

幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて

改正 昭和 47 年 3 月 27 日経施第 1406 号  
平成 26 年 4 月 1 日経施第 5943 号

平成 9 年 3 月 24 日経施第 1576 号

幹部隊舎は、自衛隊法第 55 条及び自衛隊法施行規則に基づき、勤務の必要上営舎内に居住を命ぜられた幹部自衛官を收容することを建前とする施設であるが、自衛隊の現状とその特殊性にかんがみ、当該地域の住宅事情等止むを得ない理由により隊舎に入居させる場合の取扱いについては、11 月 1 日以降当分の間、下記によることとせられたい。

記

1 入居許可基準

(1) 幹部隊舎は、その設置目的に違背しない範囲内において、次に掲げる各号の一つに該当する場合に限り、必要な条件を付して入居を許可することができる。

(イ) 新たに着任し、容易に住居が選定できず、住居が定まるまでの間入居を希望する場合

(ロ) 住居が滅失又は破損し、あるいは立退きを要求され、容易に他に住居が選定できず、臨時に入居を希望する場合

(ハ) その他やむを得ない理由があると許可権者が認めた場合

2 入居資格者

単身幹部自衛官及びこれに準ずる者

3 入居許可権者

入居を許可する者は、国有財産管理部局の長から当該隊舎の供用を受けた者又はその委任を受けた者とする。

4 使用料

入居を許可した場合は、次の 1 号及び 2 号に掲げる建物使用料及び維持費を合計した幹部隊舎使用料を徴収しなければならない。

(1) 建物使用料

入居許可面積に応じ、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 1 条第 3 項の共同宿舎に準じて使用料を算定する。

(2) 維持費

北海道地区、寒冷地区（北海道以外の寒冷地手当支給地区）及び一般地区に分類して次の料金による（算定調書は別紙のとおり。）。

|       |         |
|-------|---------|
| 北海道地区 | 3,426 円 |
| 寒冷地区  | 2,834 円 |
| 一般地区  | 2,501 円 |

(3) 日割計算は次の方法による（算出された使用料の額に円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）。

$$\text{当該隊舎の使用料} \times \frac{\text{当該月の入居日数}}{\text{当該月の日数}}$$

(4) 使用料計算の始期は許可書に記載された使用開始日とし、その終期は実際に明け渡した日（又は明け渡すべき日）とする。

5 使用料の歳入科目

(項) 国有財産貸付収入 (目) 建物及び物件貸付料

6 入居調書

入居許可権者が入居を許可した場合には、次に掲げる事項を記載した調書を備えなければならない。

- (1) 入居者の官職氏名
- (2) 入居させた事由
- (3) 入居年月日及び退居年月日
- (4) 入居許可面積
- (5) 使用料及びその明細
- (6) その他参考になるべき事項

添付書類：維持費算定調書

写送付先：総理府総務長官  
建設本部長

## 維持費算定調書

## 1 寝具損耗料

## (1) 寝台使用料

寝台購入単価 3,914円

耐用命数 20年

$$3,914円 \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{12} = 16円 / 月$$

## (2) 毛布等使用料

毛布等購入単価 (加重平均) 2,453円

$$2,453円 \times \frac{1}{12} = 204円 / 月$$

## (3) 掛布団使用料 (北海道地区及び寒冷地区のみ)

掛布団購入単価 2,884円

耐用命数 7年

$$2,884円 \times \frac{1}{7} \times \frac{1}{12} = 34円 / 月$$

## (4) 毛布外注洗濯料

洗濯代 (1人年間5枚) 777円

$$777円 \times \frac{1}{12} = 64円 / 月$$

(小計)

北海道地区・寒冷地区 (1)+(2)+(3)+(4)=318円/月

一般地区 (1)+(2)+(4)=284円/月

## 2 電気料

都市給水部隊、自隊給水部隊とも基本料金及び電力料金を計算して全国平均の電気料を求める。

## (1) 都市給水部隊

$$0.114 \text{kw} \times 1,539円 / \text{kw} \cdot \text{月} + 0.405 \text{kwH} / \text{日} \times \frac{365 \text{日}}{12 \text{月}} \times 15.79円 / \text{kwH}$$

(照明等 (基本料金全国 (照明等容量) (電力量料金全国 容量) 平均単価) 加重平均単価)

$$= 369.9円 / 月$$

## (2) 自隊給水部隊

$$(0.114 \text{kw} + 0.035 \text{kw}) \times 1,539円 / \text{kw} \cdot \text{月} + (0.405 \text{kwH} / \text{日} + 0.245 \text{kwH} / \text{日})$$

(給水動力容量) (給水動力用電氣量)

$$\times \frac{365 \text{日}}{12 \text{月}} \times 15.79円 / \text{kwH} = 541.4円 / 月$$

## (3) 全国平均電気料

$$369.9円 / 月 \times 0.688 + 541.4円 / 月 \times 0.312 = 423円 / 月$$

(都市給水部隊比率) (自隊給水部隊比率)

### 3 水道料

$$0.211\text{m}^3/\text{日} \times \frac{365\text{日}}{12\text{月}} \times 150.8\text{円}/\text{m}^3 = 967\text{円}/\text{月}$$

(一人当たり  
勤務時間外  
水道使用料) (全国加重  
平均単価)

### 4 営舎費用

幹部隊舎勤務時間外利用率 0.751

(1) 営舎用消耗品、寝具修理費及び施設保守に要する費用

$$3,005\text{円}/\text{年} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 188\text{円}/\text{月}$$

(2) 環境衛生費

$$492\text{円}/\text{年} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 30\text{円}/\text{月}$$

(3) 保健管理費

$$426\text{円}/\text{年} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 26\text{円}/\text{月}$$

(4) 防疫費

$$61\text{円}/\text{年} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 3\text{円}/\text{月}$$

(小計) (1)+(2)+(3)+(4)=247円/月

### 5 暖房用燃料費

重油と灯油の重油換算 1k1当たりの加重平均単価 26,577円/k1

北海道地区  $0.79\text{k1}/\text{年} \times 26,577\text{円}/\text{k1} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 1,313\text{円}/\text{月}$

寒冷地区  $0.45\text{k1}/\text{年} \times 26,577\text{円}/\text{k1} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 748\text{円}/\text{月}$

一般地区  $0.28\text{k1}/\text{年} \times 26,577\text{円}/\text{k1} \times 0.751 \times \frac{1\text{年}}{12\text{月}} = 465\text{円}/\text{月}$

(各地区別一人当たり年間消費量)

### 6 合計

維持費は、寝具損耗料、電気料、水道料、営舎費及び暖房用燃料費の合計に $\frac{105}{103}$ 及び $\frac{108}{105}$ 乗じた額とし、円未満の端数があるときは切り捨てる。

(寝具損耗料) (電気料) (水道料) (営舎費) (暖房用燃料費)

北海道地区 (318円/月+423円/月+967円/月+247円/月+1,313円/月)

$$\times \frac{105}{103} \times \frac{108}{105} = 3,426\text{円}/\text{月}$$

寒冷地区 (318円/月+423円/月+967円/月+247円/月+ 748円/月)

$$\times \frac{105}{103} \times \frac{108}{105} = 2,834\text{円}/\text{月}$$

一般地区 (284円/月+423円/月+967円/月+247円/月+ 465円/月)

$$\times \frac{105}{103} \times \frac{108}{105} = 2,501\text{円}/\text{月}$$